

高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査及び搬出制限区域 解除検査の結果と搬出制限区域の解除について

- ・本日、11月7日に三豊市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査を行ったところ、全て陰性であり、当該地域の清浄性を確認しました。
- ・今回の検査結果を踏まえて国と協議した結果、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を、11月24日(日)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・合わせて、消毒ポイントを5か所から4か所に縮減します。

1 清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査の結果

(1) 対象養鶏場

1) 清浄性確認検査

移動制限区域内(発生養鶏場から半径3km以内)の養鶏場〔11養鶏場〕

2) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内(発生養鶏場から半径3kmから10km)の養鶏場〔90養鶏場〕から95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の養鶏場〔8養鶏場〕

(2) 検査日

11月23日(土)

(3) 検査内容と結果

臨床検査

全て陰性

2 搬出制限区域の解除

1の検査の陰性を確認したことから、11月24日(日)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除します。

3 消毒ポイント

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを次のとおり見直します。

No.	設置場所	見直し後 (11月24日0時から)
1	JA香川県 仲南支店	継続
2	JA香川県 西讃畜産振興センター (旧神田出張所)	継続
3	JA香川県 高瀬支店	継続
4	JA香川県 仲多度統括店(善通寺支店)	削減
5	JA香川県 大野原支店	継続

【裏面に続きます】

4 今後の予定

今後、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置完了から21日が経過する12月4日(水)午前0時(12月3日(火)24時)をもって、移動制限区域を解除し、消毒ポイントを廃止する見込みです。

解除された移動制限区域及び搬出制限区域は、監視強化区域として、防疫措置完了から28日が経過する12月11日(水)まで農場の監視を継続します。

5 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。